

## 令和8年第3回玉名市農業委員会総会議事録

令和8年3月5日（木）午後2時 玉名市民会館 第1会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

|     |       |     |       |     |        |     |        |
|-----|-------|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 下川 安  | 2番  | 高田 優子 | 3番  | 村上 孝夫  | 4番  | 梅田 政次郎 |
| 5番  | 坂本 正敏 | 6番  | 小山 包昭 | 7番  | 東 英治   | 8番  | 本田 多美子 |
| 9番  | 上田 龍介 | 10番 | 西依 雅孝 | 11番 | 村上 孝   | 12番 | 植田 勝登  |
| 13番 | 高本 昌揮 | 14番 | 宮永 義一 | 15番 | 上土井 幸治 | 16番 | 古田 知明  |
| 17番 | 池田 秀昭 | 18番 | 後藤 雄一 | 19番 | 坂門 聡一  |     |        |

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

|     |        |     |       |     |       |     |       |
|-----|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 推1  | 水本 信之  | 推3  | 佐藤 浩光 | 推4  | 竹下 祐一 | 推5  | 小山 高廣 |
| 推6  | 縄田 伊知郎 | 推7  | 関 幸次郎 | 推8  | 荒木 雄二 | 推9  | 平野 雅久 |
| 推10 | 徳山 幸博  | 推11 | 柴尾 覚  | 推12 | 森尾 由成 | 推13 | 美崎 毅  |
| 推14 | 島村 和久  | 推15 | 大家 保  | 推16 | 今上 隆  | 推17 | 坂口 春義 |
| 推18 | 中村 輝美  | 推19 | 丸山 和則 |     |       |     |       |

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推2 岡田 正治

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

|    |       |          |       |          |       |    |       |
|----|-------|----------|-------|----------|-------|----|-------|
| 局長 | 西山 美和 | 次長       | 棚木 章文 | 係長       | 稲生 優一 | 主任 | 村上 寛子 |
| 主事 | 山口 遥大 | 会計年度任用職員 | 瀧石 修  | 会計年度任用職員 | 堀 春美  |    |       |

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

### 議 題

- 第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第13号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第15号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について
- 第16号 農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について
- 第17号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の見直しに対する意見決定について

### 報 告

- 第7号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第8号 許可不要転用届について
- 第9号 荒廃農地の非農地通知について

## 1. 開 会

○事務局長（西山美和君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので始めます。本日は、農業委員総数19名のうち19名の御出席です。

また、最適化推進委員は、総数19名のうち18名の御出席で、1名、岡田委員から欠席の届出があっております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和8年第3回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（西山美和君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） はい、それでは皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、令和8年の3回の総会ということで、御出席いただきましてありがとうございます。大変御苦労さまです。

今日、農業者新聞を見ていましたら、今日話さなんけん何かネタなかるうかなあと思って見よったら、年金の話が出ていました。年金の加入が好調だそうというような記事が出てまして、2025年の1月までに新規で加入された方が2,075人ということで、内容がですね、若者が995人、女性が768人で、過去7年間の平均の同時期と比べて206人超えておりまして、地道の加入促進とか、あとは米がちょっと高くなって、農作物価格が良くなったので、それで増えたんじゃないかなあというようなことがありました。それとあとは、それぞれの農業委員会の地道な努力かなあというのを書いてありました。

玉名市もですね、今年の令和7年度の目標値には達したということ午前中の会議で知りまして、良かったなど、皆さんの努力のおかげかなと思っまして、ありがとうございます。

それから、その年金なんですけれども、明日また農業者年金地域別普及推進セミナーが開催されます。これもまた年金のことを皆さんに知ってもらって、また加入促進につながればなあというようなことを思っています。

それから一番今気になるのは、ニュースはほとんどイランの話が出ておりまして、その話ばかりがニュースであってまして、また石油が上がるだろうかと、ガソリンがやっと落ち着いたと、原油が落ちたと思ったらまた上がるんだらうなああと、物価もまた上がってくるんだらうなあというようなことを思いながら、もっとも世界の話なのでなかなかどうしようもないんですけども、考えてもしょうがないので、私たちは農業委員なので、農業で頑張らうかなあということで、そのためには集積と

か集約化とか、農地の最適化活動とか、新規就農者の促進とか、そういうことに地道に頑張っていきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは始めたいと思います。

-----○-----

### 3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は、議第12号から17号までの123件の議案の審議、それから第7号から第9号までの97件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議をよろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名者は、委員番号9番の上田龍介委員と10番の西依雅孝委員にお願ひいたします。

なお、委員各位並びに事務局におかれましては、個人情報等の発言には十分御注意をお願ひしたいと思います。また、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願ひいたします。併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみの挙手でお願ひいたします。

-----○-----

### 4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに議第12号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は19件です。

それでは、事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案1ページをお願ひいたします。

議案の説明の前に、2番につきまして、3月4日付けで取り下げがっておりますので、今回の審議から外していただきたいと思います。

それでは説明に入ります。議第12号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和8年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、大倉と中の申請人で、大倉の畑1,734㎡外1筆、計2,033㎡を労力不足と食育教育実習に利用するため売買するものです。

3番、滑石と熊本市西区の申請人で、滑石の田216㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

4番、大浜町の申請人で、大浜町の田1,937㎡を労力不足と相手方の要望のため賃貸借権を結ぶものです。

5番、岱明町と小島の申請人で、小島の畑522㎡外1筆、計610㎡を特定遺贈するものです。

6番、茨城県つくばみらい市と下小田の申請人で、上小田の田642㎡を借入地取得のため売買するものです。

7番、山田外1名と玉名の申請人で、山田の畑902㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

8番、熊本市中央区と石貫の申請人で、石貫の田1,530㎡を労力不足と相手方の要望のため賃貸借権を結ぶものです。

9番、両迫間と玉名郡玉東町の申請人で、三ツ川の畑288㎡外1筆、計732㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

10番、熊本市中央区と岱明町の申請人で、岱明町の田974㎡外5筆、計6,537㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

11番、岱明町の申請人で、岱明町の畑317㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

12番、岱明町の申請人で、岱明町の畑、現況田577㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

13番、玉名郡長洲町と岱明町の申請人で、岱明町の田2,165㎡を借入地取得のため贈与するものです。

14番、荒尾市と岱明町の申請人で、岱明町の田1,318㎡外1筆、計1,819㎡を借入地取得のため贈与するものです。

15番、岱明町の申請人で、岱明町の畑258㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

16番、横島町の申請人で、横島町の田556㎡外1筆、計911㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

17番、熊本市東区と天水町の申請人で、天水町の畑707㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

18番、天水町の申請人で、天水町の畑953㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

19番、天水町の申請人で、天水町の畑6,578㎡を相手方の要望と経営拡張のため使用貸借権を結ぶものです。

20番、天水町の申請人で、天水町の畑307㎡外2筆、計7,414㎡を借入地取得のため売買するものです。

以上19件、合計36,838㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、3月2日、3月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。  
よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号の1番から順に委員の説明をよろしくお願ひします。連続して説明される場合は続けてお願ひします。

それでは、1番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。  
申請地は、大倉の私立幼稚園駐車場の隣接地で、転用目的は、食育教育実習で利用することを計画しています。転用面積は2筆で2,033㎡、譲渡人は労力不足、譲受人は食育教育実習畑として利用するそうです。作付け野菜は、トマト、ナス、玉ねぎ、サツマイモ、キュウリ、ピーマンなどです。

現実調査した結果、問題なしと判断します。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番をお願いいたします。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。3番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望なんですが、この農地の隣接する宅地を購入されており、その宅地と隣接する農地ということで、この譲受人は農業法人の代表者でもありますし、技能実習生の寮として購入した宅地に対しての隣接する農地で家庭菜園をするとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ないので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、4番をお願いします。

○推3番（佐藤浩光君） 3番、推進委員の佐藤です。4番の案件につきまして説明します。

賃貸人は労力不足、賃借人は相手方の要望です。申請地は、大浜町の東に約200mの場所です。田、面積1,937㎡、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、管理機などを所有されています。昨年度、自作地、借地で水稻を作付けされていました。今後も水稻を作付けされるということです。

3月2日に現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、5番をお願いします。

○6番（小山包昭君） 農業委員6番の小山です。5番の案件について説明します。

申請地は、薄場橋を東へ300mのところにあります。譲渡人が亡くなられ、遺言により親戚の譲受人へ贈与するものです。譲受人は認定農業者で、農機具、トラクターをはじめ不自由なく機械を持っており、問題ありません。特に問題はないのでよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願ひいたします。

○推7番（関 幸次郎君） 6番の案件について説明します。推進委員番号7番の関でございます。

今回の申請農地に関しましては、上小田の病院の東側に位置している農地でありまして、長年にわたり譲渡人より譲受人が小作をしてきた農地であります。しかし、譲渡人が関東在住で、高齢等なことから売買するという決意をされました。今回の資料の中のページの25の7番で、3筆の賃貸借解除を申請されております。その3筆の中で、申請地の2筆につきましては農振地区でありますことから、県の農業公社に売買を委託されたということになります。今回の案件に関しましては、農振除外地ということから、本人同士の契約となったところでございます。

以上のことから特に問題ないと思ひます。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願ひいたします。

○推8番（荒木雄二君） 推進委員番号8番、荒木です。7番の案件について説明します。

申請地は、玉名広域農道と国道208号線に挟まれた公立スポーツ施設の近くにある地目が畑となっている902㎡の農地です。譲渡人、労力不足、譲受人、相手方の要望、作付け予定作物として、野菜、ハウレンソウなどを予定されております。譲受人は認定農業者で、農機具等も所有されております。

3月3日、現地調査した結果、特に問題ないと思ひます。審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願ひします。

○10番（西依雅孝君） 農業委員10番、西依です。8番の案件について説明します。

申請農地は、賃貸人の隣に位置しており、近くに別の農地もあり、賃貸人は労力不足、賃借人は相手方の要望、農機具等の所有もあり、何ら問題ないと思ひます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いします。

○推9番（平野雅久君） 9番、推進委員の平野です。9番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということでの売買となります。場所は、昔のJA支所の裏手になります。譲受人は農機具等も所有されており、今後は野菜を作っていくとのことでした。

3日に現地調査しましたが別に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番、11番、12番は同じ委員さんです。続けてよろしくお願いいいたします。

○推10番（徳山幸博君） 推進委員10番、徳山です。10番、11番、12番を続けて説明いたします。

まず10番の案件について説明します。

申請地は、岱明町にある高齢者施設の後方300mぐらいのところでした。譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張による売買です。面積は6筆で6,537㎡、水稻を作付けする予定です。

3月3日、現地調査の結果、農機具等も所有しており、何ら問題ないと思われまます。審議のほどよろしくをお願いします。

続きまして、11番の案件です。

譲受人は10番の案件と同じです。申請地は、岱明町にありました工場跡地の後方100mぐらいの位置です。譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張による売買です。面積は1筆で317㎡で野菜を作付け予定です。

現地調査の結果、何ら問題ないと思います。

続きまして、12番の案件について説明します。

申請地は、先ほどの工場跡地の横100mぐらいの土地です。譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張による売買です。面積は1筆で577㎡です。譲受人の自宅のすぐ横にこの圃場があり、前々から野菜を作りたいと考えていたそうです。

3月3日、現地調査の結果、農機具等も所有しており、何ら問題ないと思います。審議のほどお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、13番をお願いいたします。

○11番（村上 孝君） 農業委員11番の村上です。13番の案件について説明します。

譲受人はこれまでこの地を借りて無農薬、無肥料でピーツを作られておりました

が、地権者の方が亡くなり、所有権が弟さんになりましたが、弟さんは農業の経験がないので、もらわれて、この地をもらってもらえないかと譲受人に相談があったために今回、譲渡人の要望により、贈与という形で所有権を移転するという事です。

3日に現地調査を行いました。何ら問題はないかと思っておりますので、審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、14番をお願いたします。

○12番（植田勝登君） 農業委員12番の植田といいます。14番の案件について説明いたします。

譲渡人は現在荒尾市にお住まいで78歳でかなり高齢です。譲受人が岱明町に住んでいまして、その地区の土地のこの2件、田1,318㎡、501㎡、1,819㎡、これを借り入れて今、譲受人が農業をやられているというようなことで、今回贈与という形で所有権の移転をやりたいという譲渡人からの要望で、贈与という形ですから所有権を移転したということですから、別に問題はないと思っております。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、15番をお願いたします。

○推12番（森尾由成君） 推進委員12番、森尾です。15番の案件について説明します。

地図を見ていただきますと、地番が近接しておりまして、相手方が高齢の方です。譲受人が28歳という年齢なので、この譲渡人から畑を作ってくれないかという、労力不足と相手方の要望ということで、贈与の案件として出ています。

審議方よろしくお願いたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、16番をお願いたします。

○推14番（島村和久君） 推進委員14番、島村です。16番の案件について説明します。

場所としましては、公立中学校から東に1,500mぐらいのところにあります。譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張ということで、ここには野菜を作られるそうです。また、譲受人は農機具とトラクター、農業機械、トラックを所有されています。

3月3日現地調査の結果、何ら問題ないと思っております。皆様の御審議ほどよろしくお願いたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、17番をお願いいたします。

○17番（池田秀昭君） 17番農業委員、池田です。17番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望です。これは贈与です。その畑には野菜を作るそうです。機械類は必要な機械は全部揃えているそうです。

よろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、18番をお願いいたします。

○推17番（坂口春義君） 17番、推進委員の坂口です。18番の案件について説明します。

申請地は、天水町の畑953㎡です。場所は、天水町の温泉より東北に50mぐらいのところですか。譲渡人は労力不足、譲受人は相手側の要望、お互い親戚で贈与ということです。申請地には、みかんを植えられるとのことですか。

現地調査をしましたが問題はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、19番をお願いいたします。

○18番（後藤雄一君） 農業委員18番、後藤です。19番の案件について御説明いたします。

貸人は借人の青果食品会社役員でありまして、青果食品会社の労働人数が増えてきたので、貸人の畑を会社に貸すということです。先般、2月13日に会長、副会長同席のもと、貸人も含めて事前の説明会議をいたしました。

何ら問題はないと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、20番をお願いします。

○推19番（丸山和則君） 推進委員19番、丸山です。20番の案件を説明します。

本件は、借入地の売買で、譲受人は農地を十数年以上小作されており、何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

3条申請につきまして、19件につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○16番（古田知明君） 農業委員16番の古田です。19番の案件について質問します。

経営拡張ということで、経営面積がゼロということになっていますけど、これは

作付けは、何かされるのですか。

○18番（後藤雄一君） 農業委員18番、後藤です。経営拡張ゼロということですが、青果食品会社はみかん問屋さんです。みかんの問屋さんですが、みかんの畑はないということで、会社に技能実習生が5、6人いますので、人手が余ったということで、貸人さんも役員なので、自分の畑を自分の会社に貸すということです。名義上貸すということです。

○事務局次長（棚木章文君） 農業委員会事務局、棚木です。

今、青果食品会社さんが、所有は0㎡、土地は持っていらっしやらないということなんですけれども、今回6,578㎡を貸人さんから借りられて耕作をされるということになります。

○5番（坂本正敏君） その場合は、その数字がここに載っとじゃなかですか。

○事務局次長（棚木章文君） ここには載ってまいりません。今は、青果食品会社さんは耕作されている土地は無いのでゼロです。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。

これは新規就農にはならんとですか。

○事務局次長（棚木章文君） 事務局、棚木ですが、新規就農になりますので、新規就農審査会を、先ほど後藤委員さんがおっしゃっていたように、2月16日のときに会長と副会長と地元の委員さんで会議を行っております。

○議長（下川 安君） よろしいですか。会社としては土地を持ちなはらばってんが、要するに事業の一環で、その人たちのあれをするために、会社としてその土地を従業員さん達に耕作してもらいたいということで、土地を貸すというかな、使用貸借を結ばれるということです。

ほかにございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） これは無償ですか。

○18番（後藤雄一君） 無償です。無償というか、貸人と、借人の青果食品会社の娘さんと貸人さんが夫婦なんです。親子関係なんです。

○議長（下川 安君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決によろしいですね。

議第12号農地法第3条の規定による許可申請19件ですが、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第12号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第13号農地法第4条の規定による転用許可についてを議題といたします。件数は2件です。なお、受付番号の1番については、顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案6ページをお願いいたします。

議第13号農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和8年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が千田川原の畑437㎡のうち178.54㎡外1筆、計290.54㎡で、転用目的は農業用倉庫、農業用駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が天水町の畑130㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上2件、合計420.54㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、3月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。ここで1番につきまして顛末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 顛末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく願います。

それでは、1番をお願いします。

○6番（小山包昭君） 農業委員6番、小山です。1番の案件について説明します。

申請地は、菊池川左岸で、千田川原堤防から南側へ60mのところにあります。顛末書のとおり、自宅の隣の2筆の畑に農業用倉庫、駐車場を整備されたもので、顛末書にあわせて申請をやり直すというものです。給排水計画で、生活雑排水はなく、雨水は自然浸透です。被害防除計画で万一発生した場合は、申請者が責任をもって対応するとのことで、特に問題ないと現地調査で確認しました。

以上、よろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○17番（池田秀昭君） 17番農業委員、池田です。2番の案件について説明いたします。

場所は、天水町公立小学校の東にある畑です。天水町の自治公民館があるところに駐車場が無いために、その土地を無償で貸すそうです。

何も問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 何もなければ、採決に移ります。

議第13号農地法第4条の規定による許可申請2件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第13号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第14号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は6件です。

なお、受付番号の4番と6番につきましては始末書の添付がありますので、委員の説明前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案7ページをお願いいたします。

議第14号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和8年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が六田の田231㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が岱明町の畑64㎡外1筆、計663㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、大野下駅からおおむね500m以内にある農地で、第2種農地と判断し、転用目的が住居であり、かつ集落に接続しているため代替性検討は不要と判断しております。

3番、申請物件が岱明町の田247㎡外1筆、計499㎡で、転用目的は自己専用住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、転用目的が住居であり、かつ集落に接続しているため代替性

検討は不要と判断しております。

4番、申請物件が岱明町の宅地397.54㎡で、転用目的は、個人住宅・物置です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可になるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

5番、申請物件が横島町の畑298㎡で、転用目的は貸店舗の駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が横島町の畑、現況雑種地338㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上6件、合計2,426.54㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、3月2日、3月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をお願いいたします。

それでは、1番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。

申請地は、六田の石材店の北側30m付近です。転用目的は個人住宅、転用面積は231㎡、現在アパート住まいをしているが、自己専用住宅を建設することにしたところです。住環境がよく、住宅などが立ち並ぶ申請地を選んだそうです。住宅は2階建て、建築総面積は108.49㎡、給排水計画は、給水は西側道路より玉名市公共水道を利用する。生活雑排水、汚水は、玉名市公共下水道を利用し、雨水は自然浸透、被害防除計画、特に被害、迷惑を及ぼすことはないが、万が一被害が発生した場合には、申請者が責任をもって対処するそうです。

現地調査した結果、問題なしと判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○11番（村上 孝君） 農業委員11番の村上です。2番の案件について説明します。

申請地は、JR大野下駅から500mほど北側へ行ったところです。申請者は現在販売店を営んでおり、その販売店に隣接する住宅に居住しておりますが、将来を

見据えて父の所有する農地を贈与してもらい、両親が住む近くに個人住宅を建設するものであります。事業計画は、木造平屋建てで建築面積は110.14㎡です。給水は玉名市の上水道に接続、排水計画ですが、雨水は側溝に放流、生活雑排水・汚水は公共下水道を利用するそうです。被害防除措置は、造成中の被害が発生しないようにするとともに、完成後も周辺農地への被害が発生しないようにする。万が一被害が発生した場合は、申請者が責任をもって対処するということです。

3日に現地調査を行いました。何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○12番（植田勝登君） 農業委員12番の植田です。3番の案件について説明いたします。

場所は、大野下柴原というところなんですけど、近ごろこの近くに公立中学校があります。近ごろ非常に建築ブームといいますかね、家が建っているということで、しかし第2種農地でありますので、そこを今、賃借経営ということになっています。お父さんと親子関係だもんですから、お父さんの土地に自己の専用住宅と、それから駐車場を造るというような申請になっております。

地目が田になっていますし、ちょっと低いものですから、20センチぐらい盛土をして、そして自己の専用住宅と駐車場を建設するというようなことになっております。

現地調査をしましたが、他の畑に迷惑かからないようにブロック塀をして、雨水は側溝に、それから生活排水と汚水については専用の下水に流すということだもんですから、別に問題はないと思います。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

次の4番につきましては始末書の添付がありますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 始末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いいたします。

○推12番（森尾由成君） 推進委員12番、森尾です。始末書案件ということですが、これも、これは御主人から奥さんへ地目変更登記申請が法務局に出されましたが、法務局としては、地目が農地でありますよということで農業委員会に問い合わせがあって、農地法の違法状態を是正したいということで、改めてこの転用の申請をや

り直したという案件です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして5番をお願いいたします。

○16番（古田知明君） 農業委員16番、古田です。5番の案件について説明いたします。

申請地は、国道501号線北側に接しており、JA斎場の北西約100mの場所にあります。転用面積は298㎡です。転用事業者は岱明町の方で、不動産業を営まれております。転用目的は貸店舗の駐車場、申請理由は、事業者は不動産業を営むもので、本申請地に隣接する住宅建物を貸店舗として第三者に貸し付け、申請地をこの駐車場として一帯に貸し付けるために整備するものです。貸し付けする相手は、整骨院または老人ホームも検討されているそうです。事業計画は、駐車場6台分の整備、造成工事はいりません。排水計画は雨水は自然浸透、汚水・生活雑排水は発生いたしません。農業に対する被害防除の土地、農地には接していないので被害は発生しないと思われるが、何かの被害が発生した場合は、譲受人の責任において対処されるそうです。

現地調査の結果、何ら問題ないと判断し、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

次の受付番号6番には始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 6番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、6番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくをお願いいたします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。6番の議案につきまして説明いたします。

この議案は、農地転用の申請でございます。申請地は、山の上展望公園から北西に400m、公立小学校から北に700mの場所に位置しております。面積は338㎡、転用目的ですが、宅地の拡張、玄関の増築、駐車場、家庭菜園となっております。なお、この議案は、令和5年に農地を譲り受け、駐車場としてもうすでに整備がされ、始末書が提出されている事案でございます。事業計画としましては、玄関及びスロープ、駐車場が車4台から5台分ですね。家庭菜園、これはすでに工事済みとなっております。排水計画、雨水については自然浸透、生活雑排水は発生いたしません。被害防除措置としましては、万一発生した場合、申請者が責任をもって対応するとされています。

3月3日に現地調査をいたしました。何ら問題ないと思われ。御審議のほ

どよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問がありましたらよろしくお願ひします。

はい、東委員。

○7番（東 英治君） 農業委員7番、東です。4番の案件について、地目のところの台帳も現況も宅地となつとつとですけど、これ家が建ったのが昭和47年で50年ぐらいに建っているんですけども、そのときにはこの宅地、農地が宅地申請にどういふ経緯でなっているのかちょっとわかりませんが、昨年法務局からそういう指摘があったということで。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 事務局の瀧石です。補足させていただきます。

この事案につきましては、昭和47年に現況の住宅と倉庫がもうすでに建っておりますが、そのときに農地法の許可申請がなされずに無断転用されたということでございまして、昨年の12月に法務局に地目変更登記申請がなされております。しかし、法務局としましては、地目が農地であるが許可指令書なり農業委員会の資料、証明をとっているわけですが、そういうことで法務局から先ほどお話があったとおり、農業委員会に、これは農地法に違反する状態ではないかという協議を受けまして、その協議を受けて違法状態になっているということで、この申請者の方に、違法状態であるので、農地法の違反の状態を是正するために許可申請をしてくださいと要請をしたところ、それに応じていただいたので今回申請が出されたということでございまして。登記についてはもうすでに登記申請、地目変更登記申請のとおりに変更されたことになっているという状況でございます。それですから、あくまで農地法の違法状態を是正するための措置ということでございまして。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。ということは、今の説明からすると、法務局は農地法の所有権移転、それをしなくても受けてくれるということですか。そのあとに地目は宅地に変えましたけど、あとは個人で申請してください、受け付けますので宅地に変えたわけですね。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 先ほど申しましたように、地目が農地でありますと必ずうちに是正措置を講じるかどうかということを知って、うちから回答して、例えば原状回復であれば、基本的には原状回復命令なんですけど、原状回復命令をかけるということであれば、登記は、地目変更はできないことになりますけれども、よほどのことがないかぎり原状回復命令をかけるようなことはございませぬので、一般的には是正措置、一般的な法権力の伴わないような是正措置を講じる。

○4番（梅田政次郎君） じゃあこの地目は宅地には変わっているからですね、順番

は別に。

○会計年度任用職員（瀧石 修君）先ほども申しましたとおり、農地法の違法状態はずっと続くわけですので、それを農業委員会としては是正して下さいというような指導をして、それに今回応じられたという訳です。

○5番（坂本正敏君） すみません、農業委員5番、坂本です。

これほったらかしにしとったらどがんなつとですか。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 相続以外は権利移転ができないようになっているかと思えます。

○5番（坂本正敏君） 何がですか。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 相続以外は。

○5番（坂本正敏君） 相続以外ができない。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 権利の移転ができない。

○5番（坂本正敏君） 法務局が認めてもだめということ。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 農地法としての問題は、農地法の違法状態は時効がありませんから、ずっと続くという形です。

○5番（坂本正敏君） なら農業委員会は強かていうこったいね。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。2番の案件について、個人住宅なのに663㎡。なんかあるんですか。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 事務局の瀧石です。この事案につきましては、1筆の面積が663㎡あるんですが、一般的には個人住宅の転用の妥当面積というのはおおむね500㎡ということで、上限550㎡が基本ですけれども、この土地は周りの周囲が法面となっておりまして、実際に住宅を建てられる面積というのが498㎡ですね。ということでやむを得ないということで判断させていただきました。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。

備考の欄に第1種、第2種、第3種で、農業区域外とありますね。顛末書とか始末書とか読み上げている中には、すでに建ててあるときには、農用地区域内だったのが、転用のときは農用地区域外しか建てられないけど、その前に、じゃあここは農用地区域内のこともあるんじゃないかなと思って、そういう場合はまたどうなんですかね、農用地区域内で建てて、何年も経って始末書がでて、そういうときは農用地外さんといけないと農用地区域内の、そういうことも手続きとかはするんですかね。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 事務局の瀧石です。基本的に農用地区域内の許可は、農業用施設以外はないということです。なので追認の許可もできなくなります。まずは農振の除外が必要なので。

○8番（本田多美子君） でも前に建てたときに許可取らずに建てている場合は、農用

地区域内に建てているということもあるんでしょう。そういう場合は、まだし直す  
てあったけん除外ば申請せんといかん。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 勝手に建てている場合ですね、ですから、そうい  
う場合は、まず農用地区域の除外の手続きをやっていただくというのが大前提で、  
農用地区域を除外しない限り住宅の建設の追認許可もできない。なので、万一農用  
地区域内で勝手にされた場合は、そこは原状回復しかなくなるということです。厳  
しいことになると思います。

○議長（下川 安君） よろしいですか。皆さんからそれぞれ意見が出ましたけども、  
よければ採決に移らせていただきます。

議第14号農地法第5条の規定による許可申請6件について、原案どおり許可す  
ることに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、  
議第14号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第15号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたし  
ます。件数は61件です。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案9ページをお願いいたします。

議第15号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の  
推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する  
意見について、次のとおり決定する。令和8年3月5日提出、玉名市農業委員会会  
長、下川 安。

10ページの総括表で、11ページの総括表のうちの期間借地、12ページから  
17ページの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。

今回は、所有権移転が9件、19,850㎡、利用権設定が52件、166,00  
5㎡、合計61件、185,855㎡の集積で、いずれも、農地中間管理事業の推  
進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案して  
おります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。皆さんから御意見、御質  
問がありましたらよろしくお願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決に移ります。

議第15号農用地利用集積等促進計画の意見決定61件について、原案どおり決

定することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第15号については、原案どおり決定いたしました。

次に、議第16号農用地利用集積等促進計画(配分)の意見決定についてを議題といたします。件数は33件です。

それでは、事務局より説明をよろしく願いいたします。

○事務局長(西山美和君) 議案18ページをお願いいたします。

議第16号農用地利用集積等促進計画(配分)の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和8年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

19ページから22ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回の配分は33件で、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、事務局の説明が終わりました。皆さんの方から御意見、御質問がありましたらよろしく願いいたします。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ採決に移ります。

議第16号農用地利用集積等促進計画(配分)の意見決定33件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第16号については、原案どおり決定いたしました。

次に、議第17号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基本構想)の見直しに対する意見決定についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長(西山美和君) 議案23ページをお願いいたします。

議第17号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基本構想)の見直しに対する意見決定について。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基本構想)の見直しに対する意見について、次のとおり決定する。令和8年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

別紙、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)のとおり、玉名市

長より意見を求められております。詳細については、農業政策課より説明をしますので、説明が終わりましたら審議をお願いいたします。

○農業政策課（柴尾香織君） 皆様こんにちは。農業政策課の柴尾と申します。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

私から、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の変更案について御説明いたします。議案に同封させていただいておりました変更案をご覧ください。

まず、この基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が策定する基本方針に則して市町村が定めるものであります。本市の農業施策の推進において、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものになるよう、将来の農業経営のはっきりと目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に定めたものであります。

県の基本方針が変更された場合、原則市町村の基本構想の見直しも必要であり、今回、令和7年12月に変更された県の基本方針をもとに、玉名市の基本構想について、変更、修正を行うものであります。その中から主な変更点としまして、5点確認をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 別紙にですね、封筒の中に入っていたと思うんですけども、これをご覧ください。

○農業政策課（柴尾香織君） 1ページにあります農業経営基盤の強化の促進に関する目標というところで、全体的に情勢の変化に対応して、内容の加筆、修正を行っております。

2つ目として4ページをお願いいたします。4ページの中ほどにあります累計設定基準の個人経営のA、目標農業所得をご覧ください。主たる従事者1人当たりおおむね400万円以上とありますが、現行の370万円から400万円に変更しております。併せて、一経営体当たりおおむね740万円から800万円に変更しております。県の基本方針では、他産業並みの所得として、統計調査等から他産業の所得算出値を参考に目標所得が設定されており、今回、県の目標では400万円から450万円に上げられております。玉名市としても現行の370万円よりは高い目標としたいが、県450万円まで上げるのは現実的に難しいため、400万円という目標設定といたしました。

3つ目として、4ページからになります。経営累計の追加、削除を行いました。

6ページ上段のナスを追加しております。また、葉タバコ、プラス水稻、メロンプラストマトを削除しております。

4つ目として、9ページをご覧ください。9ページの下段にある四角に囲んであ

る部分、農用地利用の集積に占める面積のシェアを70%から80%に変更いたしました。R6年度末実績で、集積率が71.7%であるため、現行より高い目標として80%と設定いたしました。

5つ目として、現行にありましたが農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に伴い、農用地利用集積計画に関する記載の削除を行っております。このほか誤字・脱字の訂正、言葉の加筆・修正等を全体的に行っております。

主な変更点は以上となります。

○議長（下川 安君） 今、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しということで、農業政策課から説明が行われました。説明は、個人の農業所得が370万円から400万円になりましたと。経営体を740万円から800万円に上げましたと。ナスが追加されましたと。農用地の利用に占める面積のシェアそれとあとは中間管理事業に係る法律の削除というのが主な変更点だと思います。

そういうことで、その点について皆さんから御質問、ご意見があったらよろしくお願ひしたいと思います。

○推4番（竹下祐一君） 4番委員の竹下ですけど、農業所得が今までの380万円から400万円になっています。（「370万円、400」と呼ぶ者あり）どがん意味のあつとですか。

○農業政策課（柴尾香織君） 農業政策課の柴尾です。県が450万円という目標にあげられまして、市としても見直しをしてもらいたいというところであったんですが、玉名市の現行としては、450万円に合わせるところまで上げることは現実的に難しいために、400万円という金額に何か根拠があるわけではないんですけども、370万円よりは上げたいと思っているところで、県にも400万円でいきたいというところで了承は得ております。

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。この所得はあくまでも経費を差し引いた純粋な所得ですか。

○農業政策課（柴尾香織君） そうです。差し引いた所得になります。認定農業者の更新のときに皆さん書いていただいているかと思うのですが、実際、原稿所得は目標所得を下回る方が大半いらっしゃいます。5年後の目標としてというところで、玉名市の目標をどうやって頑張って上げていくかというところで設定をさせていただくということです。

○13番（高本昌揮君） この400万円以上の経費差し引いた純粋な所得ということなんですけど、これは基準が、家族経営の少ない人、いろんな人がいるわけですけども、それでも目標にするのですか。

○農業政策課（柴尾香織君） 確かに形態によってはいろいろな、もちろん大規模など

ころもありますし、家庭の小規模のところもありますけれども、認定農業者としても一律で400万円の目標設定にはなっております。下回ったら何かあるということではないですが、あくまでも目標設定というところです。

○議長（下川 安君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第17号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の見直しに対する意見決定につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第17号については、原案のとおり決定いたしました。

○19番（坂門聡一君） この基本構想が案だったから我々が承認したけんこれを出しますよね。どこで例えば皆さん、農業者とかに周知できるのですか。

○農業政策課（柴尾香織君） まずこれから同意を得まして、県に本協議をいたしまして、玉名市としての公告をいたします。それからホームページに掲載をする形になるかと思えます。

○19番（坂門聡一君） 先ほどお話ありました。これから先これが決定されたあとは、この数字とかこの基本構想に則って例えば認定制度とかは施行される。

○農業政策課（柴尾香織君） 一応3月末に公告をしてとなりますので、4月、R8年度から認定農業者の報酬においては400万円という設定に変更する予定となっております。

○19番（坂門聡一君） これはあくまでもおおむねでしょう。

○農業政策課（柴尾香織君） おおむねです。玉名市の取り扱いとしては、現行もこの目標設定の最低8割というところで、なので320万円というところを最低の目標と実際のところはしております。

○15番（上土井幸治君） ちょっとよかですか、どがんふうに話したらよかか自分でもわからんですけど、税務署にはいかんとでしょうね。標準課税額というよかですかね、水稻だったらいくら、施設園芸だったらいくら。

○農業政策課（柴尾香織君） あくまでも玉名市の目標価格でありますので、外部にでることは、全くございません。

-----○-----

## 5. 報告

○議長（下川 安君） よろしいですかね。では報告に移ります。

報告第7号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第8号許可不要転用届について、報告第9号荒廃農地の非農地通知についての97件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局長（西山美和君） 24ページをお願いいたします。

報告第7号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和8年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、24ページから29ページまでの24件、合計68,152㎡の解約通知を受理しております。

30ページをお願いいたします。

報告第8号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和8年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件、合計290.2㎡の届出を受理しております。

続きまして、31ページをお願いいたします。

報告第9号荒廃農地の非農地通知について。下記の土地は、現況山林、原野等により、農地法第2条に規定する農地ではないことを通知したので報告します。令和8年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回72、合計56,746㎡に対し非農地通知をしておりますので報告します。以上、報告を終わります。

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで、本日予定の議案審議と報告が終わりましたので、令和8年第3回農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後3時24分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和8年3月5日

玉名市農業委員会会長          下川 安

農 業 委 員                      上田 龍介

農 業 委 員                      西依 雅孝